

(仮称)東大阪市住工共生まちづくり条例(素案)

2. モノづくり推進地域・重点地区の施策→モノづくり推進地域

	第2回住工共生まちづくり検討委員会(7月13日)時点での案	各委員等からいただいた主な意見等	意見等に対する考え方	修正案
モノづくり推進地域→モノづくり推進地域の指定及び解除	第8条 市長は、本市の工業集積を維持・継承するため、都市計画法に規定する工業地域及び都市計画法に規定する準工業地域のうち工業系土地利用の比率が高い地域を「モノづくり推進地域」と指定し、住工共生に資する施策を展開する。 2 市長は、前項の工業系土地利用の比率が高い準工業地域を推進地域に指定するための調査をし、第24条に定める審議会の意見を聞いた上でこれを決定することができる。	①力強い施策をするのであれば、境界の区分を明確にするほうが良いので、また、市域全体ということもあり、モノづくり推進地域という名称は変更すべき。 ②モノづくり推進地域については、準工業地域のうち、工業系の比率が高いところを推進地域とするとされているが、工業と住居が入り混じった具体的な調査結果や数字、絵で示されないと判断できない。条例を決める時点で、再調査するべきではないか。	<意見等に対する考え方> ①東大阪市としては、「モノづくりのまち東大阪」と言う事を今までも前面に出しているので、全市としてはこれからも「モノづくりのまち東大阪」としていきたい。一般的に「地域」となると「限られた場所」と言うイメージがあり、またビジョンでは「モノづくり戦略地域」という語句を使用しているので、この条例ではモノづくり推進地域の文言をこの定義で使用していきたい。 ②準工業地域のうち工業系の比率が高いところをモノづくり推進地域としていく考えであるが、条例制定後、条例に規程する審議会の意見に基づき、市長が指定いくことを想定しており、準工業地域のうちのどのエリアを指定していくのかは、その時点における実態を踏まえたものとなることを考えており、指定までは一定の時間がかかるものと考えている。 <修正案の考え方> 工業地域においても住宅立地が進行しているエリアもあると考えられることなどを踏まえ、モノづくり推進地域として予め指定するのは工業地域全域とし、必要に応じて、準工業地域の一部の追加等を可能とすべく、文言を整理し、わかりやすく表現した。	第9条 市長は、本市の産業集積を維持するため、準工業地域のうち工場の土地利用の比率が高い地域及び工業地域をモノづくり推進地域として指定することができる。 2 市長は、モノづくり推進地域の全部又は一部について、前項の規定による指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該モノづくり推進地域の全部又は一部について、当該指定を解除することができる。 3 市長は、第2項及び第3項の規定によりモノづくり推進地域を指定し、又は指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、必要な調査を行うとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該モノづくり推進地域の指定の案又は指定の解除の案を、当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。 4 市長は、モノづくり推進地域に指定し、又は指定の解除をしようとするときは、あらかじめ第16条に定める審議会の意見を聴くものとする。
重点地区→住工共生まちづくり協議会	第9条 地域から住工共生まちづくり協議会を設置したとの申し出があり、必要と認めるときには市長はこれを重点地区として指定する。 2 市長は、重点地区の住工共生まちづくり協議会からの申し出により所要の支援を、別に期限を定め実施するものとする。	・住工まちづくり協議会について、きっちりとした定義づけ、要件整理が必要。	<意見等に対する考え方> ・要件等については、規則などで規程していくことを想定。 <修正案について> 従前の第10条および第11条を一本化し、必要な支援を行う旨規定。	第15条 市長は、モノづくり推進地域において、モノづくり企業と自治会その他地域の課題について自主的に取り組むことを目的として形成された集団とが協働し住工共生のまちづくりに取り組んでいる組織を住工共生まちづくり協議会として認定する。 2 前項の住工共生まちづくり協議会が当該協議会の地域に係るモノづくり企業の集積を維持するための計画を提出した場合において、市長が適当と認めるときは、重点地区と指定し、必要な支援を行う。
重点地区の計画	第10条 重点地区の住工共生まちづくり協議会より市長に対し、工業集積を維持・継承・発展する内容の計画提案書が提出された場合、市長は必要な措置を講ずるものとする。	①協議会の運営等への支援も必要では ②地区計画を策定した場合に税の減免や補助などの支援があることを条文のなかでアナウンスすべき ③現在の都市計画用途地域が1階だとする地域の実情に応じたルールが2階部分で、これをいかに作り上げていくかが大きな課題であり、建築条例や地区計画など、地域・地区独自のルールづくりに向けた取り組みを本市として応援する趣旨を盛り込む必要がある。	<修正案について> ①運営等への支援については、「必要な支援」に包含されると考えている。 ②ご指摘を踏まえ、第4条第3項に明記 ③ご指摘を踏まえ、第4条第2項と第3項に規定	
住居系地域の工場移転支援	第11条 市長は、住居系用途地域内にあるモノづくり企業の内、近隣住民との間に紛争があり、同地域における公害関係法令の規制基準等を遵守できないなど、操業の継続が困難な事業者に対し、モノづくり推進地域への移転について支援する制度を定め実施する。	・ミニ工業団地といった方策や工場移転のコーディネート機能が必要ではないか。	<修正案について> 第4条の市の責務に包含していると認識。(支援策は極力1つの条文に記載)	
モノづくり推進地域内の住宅移転支援	第12条 市長は、モノづくり推進地域内に土地を所有する市民が、その敷地を事業用地として売却または貸し出しし、東大阪市内のモノづくり推進地域以外に転居する場合において支援する制度を定め実施する。		<修正案について> 第4条の市の責務に包含していると認識。(支援策は極力1つの条文に記載)	
環境対策支援	第13条 市長は、モノづくり推進地域内の既存住宅と工場の境界において、住宅の生活環境の保全、又は地域の豊かな環境の創造を目的として行われる環境対策について支援するものとする。	・工場が行う遮光対策・防音対策についても助成対象として検討してほしい。	<修正案について> 第4条の市の責務に包含していると認識。(支援策は極力1つの条文に記載)	
工場立地促進支援	第14条 市長は、工業専用地域及びモノづくり推進地域へのモノづくり企業の新規立地、建て替え、増築について支援するものとする。		<修正案について> 第4条の市の責務に包含していると認識。(支援策は極力1つの条文に記載)	